

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
 - 福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
 - 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則、福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十九号

福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福島県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十一第一項」に改める。
- 第三条中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に、「第三十条の五第三項」を「第三十条の六第三項」に改める。
- 第四条中「第六条」を「第四条」に改める。
- 第五条中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改める。
- 第六条中「第三十条の二十三第三項及び第三十四条の二第二項」を「第三十条の三十九第二項」に改める。
- 第七条の見出し中「申請書等」を「請求書等」に改め、同条中「申請書」を「請求書」「申請者」を「請求者」に改める。

様式第一号中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。
 様式第二号中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。
 様式第三号中「第30条の23第2項及び第34条の2第1項」を「第30条の39第1項」に改め、同様式の備考2中「第30条の23及び第34条の2」を「第30条の39」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第七条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の福島県住民基本台帳法施行細則様式第一号による本人確認情報開示請求書又は様式第二号による本人確認情報訂正等申出書は、改正後の福島県住民基本台帳法施行細則の相当の規定に基づいて提出された請求書又は申出書とみなす。

（市町村行政課）

福島県規則第六十号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）第二百三十七条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）第二百二十五条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を「指定特定施設入居者生活介護（福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）第二百六条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）第二百二条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定

施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第五項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第六十一号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「第二十九条第一項」を「第二十七条及び第三十九条」に改める。

附則別表中

福島県営柴宮団地	五十七号棟	郡山市
福島県営飯坂団地	五十七号棟、五十八号棟	郡山市
福島県営安積団地	十七号棟、十八号棟	郡山市

に改め、同表福島県営東原団地の項の次に次のように加える。

福島県営鶴見垣団地	郡山市
-----------	-----

附則別表に次のように加える。

福島県営八幡小路団地	いわき市
------------	------

別表第二の一の表福島県営花見山団地の項の次に次のように加える。

福島県営飯坂団地	福島市	〇・九三
----------	-----	------

別表第二の一の表福島県営柴宮団地の項中「五十七号棟」の下に「五十八号棟」を加える。

別表第二の一の表福島県営安積団地の項中	四号棟、六号棟から十六号棟まで	〇・八四
---------------------	-----------------	------

に改める。

四号棟、六号棟から十六号棟まで	〇・八四
十七号棟、十八号棟	〇・九四

別表第二の一の表福島県営東原団地の項の次に次のように加える。

福島県営鶴見垣団地	郡山市	一・〇〇
-----------	-----	------

別表第二の一の表に次のように加える。

福島県営八幡小路団地	いわき市	〇・九五
------------	------	------

この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)